

最上地区中学校体育連盟規約

第 1 章 名 称 及 び 組 織

第 1 条 本会は、最上地区中学校体育連盟と称し、事務局を新庄市立日新中学校におく。

第 2 条 本会は、最上地区内の中学校の加盟を以て組織する。

第 3 条 本会に次の専門部をおき、それぞれ部会を持つ。
(○印は男子のみ、□印は女子のみ、●印は準専門部)
陸上競技、水泳、○相撲、サッカー、ソフトテニス、軟式野球、
バレーボール、バスケットボール、□ソフトボール、バドミントン、
柔道、剣道、アルペンスキー、クロスカントリースキー、卓球、●空手道

第 2 章 目 的 及 び 事 業

第 4 条 本会は、中学校における体育・スポーツの健全なる発達を図ることを目的とする。

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 体育大会の開催
2. 体育スポーツの指導奨励
3. 各種講習会・研修会の開催
4. 体育諸団体との連絡提携
5. スポーツの普及強化
6. その他、目的達成に必要な事業

第 3 章 役 員

第 6 条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事長 1名
4. 副理事長 1名
5. 理事 若干名
6. 総務部長 1名
7. 指導部長 1名
8. 強化部長 1名
9. 各専門部長 各 1 名
10. 強化部委員 若干名
11. 各専門部委員長 各 1 名
12. 各専門部委員 若干名
13. 監事 若干名
14. 各専門部に副部長・副委員長をおくことができる。

第 7 条 本会の役員は次のとおり選出する。

1. 会長、副会長、理事長、副理事長、理事、総務部長、指導部長、強化部長、各専門部長並びに副部長、各専門部委員長並びに副委員長、監事、総会において選出する。
2. 理事は、各市町村より 1～2 名を選出する他に、会長が委嘱する理事による若干名とする。
3. 強化部委員は、各専門部委員の中から選出する。
4. 各専門部委員は、各中学校の運動部顧問によって構成する。

第8条 本会役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときまたは、欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事長は、理事を代表し、理事会を統括する他、常務を掌る。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在のときは、その職務を代行する。
5. 理事は、理事会を構成し、会務の企画・執行にあたる。
6. 総務部長は、本会の事業の推進及び各部の連絡調整にあたる。
7. 指導部長は、本会の運営及び競技力向上の指導にあたる。
8. 強化部長は、部を代表し、強化部を統括する。
9. 専門部長は、部を代表し、部会を統括する。
10. 強化部委員は、部長を補佐し、円滑な事業の推進にあたる。
11. 専門部委員長は、委員を代表し、部会を掌理する。
12. 専門部委員は、委員長の命を受け、円滑な競技等の運営にあたる。
13. 監事は、本会の会計及び業務を監査する。
14. 専門部副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときまたは、欠けたときは、その職務を代行する。
15. 専門部副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときまたは、欠けたときは、その職務を代行する。

第9条 本会に顧問をおくことができる。顧問は会長が委嘱する。

第10条 役員の任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。

第11条 役員に欠員が生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて補充する。ただし、補充役員の任期は前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は、他の役員の残任期間とする。

第12条 役員の任期が満了しても後任者が就任するまで、なおその職務を行う。

第 4 章 会

議

- 第13条 本会の会議は、総会、理事会、部長・委員長・理事会（以下、合同会）、強化部会及び専門部会とし、総会及び合同会は年2回、他は、必要により、会長が招集する。
- 第14条 総会は、次の事項を決定する。
1. 予算、決算
 2. 規約改正
 3. 役員選出
 4. 事業
 5. その他必要な事項
- 第15条 理事会は、会務の企画・執行にあたる。
- 第16条 合同会は、会務の企画・立案にあたる。
- 第17条 強化部会は、本地区中学生の競技力向上のための事業の企画・執行にあたる。
- 第18条 専門部会は、当該競技の専門事項について、企画・執行にあたる。
- 第19条 本連盟の事業遂行のため、会長の諮問機関として必要な委員会を設けることができる。
- 第20条 本会の会議の議決は、出席者の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

第 5 章 事務局及び役職

- 第21条 本会に事務局を設け、次の役職をおき、会長が委嘱する。
1. 事務局長 1名
 2. 事務局次長 若干名
 3. 事務局員 若干名
- 第22条 本会事務局員の職務は次のとおりとする。
1. 事務局長は、局務を掌理する。
 2. 事務局次長は、局長を補佐し、局長事故あるときまたは、欠けたときは、その職務を代行する。
 3. 事務局員は、事務局長の命を受け、事務を処理する。
 4. その他の役職が必要な場合は、会長が決済により設けることができる。
- 第23条 事務局は本会の事務及び事業にあたり、必要事項は事務局が定める。
- 第24条 事務局が定めた必要事項については、会長の同意を得て変更することができる。

第6章 経費及び簿冊

第25条 本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

1. 加盟負担金
2. 補助金
3. その他の収入

第26条 本会は、次の簿冊をおく。

1. 規約
2. 会議録
3. 役員名簿
4. 会計簿
5. その他

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約改正

第28条 この規約は、総会において出席者の過半数以上の同意を得て改正することができる。

第8章 附 則

附 則 本規約は、昭和59年4月18日に一部改正し施行する。

附 則 本規約は、昭和60年4月17日に一部改正し施行する。

附 則 本規約は、昭和63年4月19日に一部改正し施行する。

附 則 本規約は、平成 3年4月11日に一部改正し施行する。

※平成4年4月1日より軟式庭球が、『ソフトテニス』と名称が変更。

附 則 本規約は、平成 5年4月15日に一部改正し施行する。

附 則 本規約は、平成13年4月17日に一部改正し施行する。

附 則 本規約は、平成15年4月17日に一部改正し施行する。

附 則 本規約は、平成26年4月 9日に一部改正し施行する。

附 則 本規約は、平成27年4月 9日に一部改正し施行する。

附 則 本規約は、平成28年4月21日に改正し施行する。

付 則 本規約は、令和2年4月16日に一部改正し施行する。